

「認定事業場に対する不利益処分等実施要領」の制定等に関する
パブリックコメントの募集について

令和 元年 6 月 28 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
航 空 局 安 全 部
航 空 機 安 全 課
TEL : 03-5253-8111
(内線 50243)

国土交通省では、別添のとおり、「認定事業場に対する不利益処分等実施要領」(サーキュラーNo. 2-008)の制定等を予定しています。このため、広く国民の皆様から、本制定等についてのご意見を募集致します。

お寄せ頂きましたご意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う上での参考資料とさせていただきます。ご意見の受付は下記の要領で行いますので、よろしくお願い致します。

記

○意見募集対象

「認定事業場に対する不利益処分等実施要領」の制定等について(別紙)【PDF形式】

○意見送付方法

別紙の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。その際、必ず「認定事業場に対する不利益処分等実施要領」の制定等に関するパブリックコメント」と明記して下さいますようお願いいたします。

① 電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス:hqt-g_CAB_GIJ_KKA@ml.mlit.go.jp

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術基準企画室 あて

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術基準企画室 あて

③ F A X の場合

F A X 番号:03-5253-1661

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術基準企画室 あて

○意見募集期間

令和元年6月28日(金)から令和元年7月27日(土)まで(必着)

○注意事項

- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承ください。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)